

## ふくしまの酒まつり（首都圏）開催業務委託に関する仕様書

### 1 業務名

ふくしまの酒まつり（首都圏）開催業務

### 2 事業目的

東日本大震災から10年以上が経過した今もなお、原子力災害により、福島県産品に対する根強い風評が続いている。

福島県は、「ふくしまの酒」を復興のシンボルとして、福島の魅力首都圏で力強く発信し、復興の姿を直接見ていただくことで、福島を応援していただいた皆さんへ感謝を伝えるとともに、当県のイメージ回復を図る。

### 3 委託業務内容

#### (1) 首都圏における酒まつりの開催

- ・「ふくしまの酒」の知名度を高めるため、首都圏に県内酒蔵を招へいした集客力のあ  
る県主催イベント（ふくしまの酒まつり）を開催すること。
- ・ふくしまの酒まつりは、日本酒及び県産食材の提供及び販売、ステージイベント、  
風評払拭PRを含むものとする。なお、ステージには屋根を設置すること。
- ・ふくしまの酒まつりの開催に必要な関係者調整、法手続き、会場設営、警備、誘導  
案内、問い合わせ対応等、一切の業務を行うこと。
- ・ふくしまの酒まつりの周知広報に必要な、チラシ、ポスター等を制作すること。
- ・ふくしまの酒まつりの会場及び日時は下記のとおりとする。会場については、効果  
的にふくしまの酒の魅力を発信できる会場を提案すること。

会場：東京都内

日時：令和6年9月下旬～10月上旬の2日間

- ・酒類提供は、日本橋ふくしま館ミデッテと連携して行うこと。

#### (2) 地元飲食店と連携したPRキャンペーン

- ・ふくしまの酒まつりの開催前後において、「ふくしまの酒」及び県産品の販路拡大を  
図るため、会場付近の飲食店等と連携したPRキャンペーンを実施すること。

#### (3) 県内酒蔵と消費者との交流会

- ・ふくしまの酒まつり終了後、県内蔵元と消費者が交流するイベントを、会場付近の  
飲食店と連携し開催すること。

#### (4) 効果測定

- ・上記（1）、（2）及び（3）の記録撮影（写真、動画等）、アンケート調査等を実施  
し、効果測定、結果分析を行い、実績報告時に提出すること。

#### 4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

#### 5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・統括責任者通知書
  - ・実施工程表
  - ・業務実施体制図
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届
  - ・収支決算書
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

#### 6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

#### 7 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。